公共施設への太陽光発電設備導入方針の更新について

資料1

既存施設の対象施設における優先順位の見直し

・現方針において②としていた災害対策本部（市庁舎）については、既に再エネ電力の調達を行っており、太陽光発電設備を導入してもCO$_2$排出削減が見込めず、また、非常用自家発電機を備え自立的に電源を確保できることから、優先順位から外す。

・現方針において③としていた広域避難所のうち、小中学校については、市庁舎を外すことから、優先順位を上げる。

・現方針において④としていた既設の太陽光発電設備がある施設については、経年劣化や部品交換経費等を総合的に勘案し、個々の施設ごとに検討するものとする。

＜既存施設の対象施設における優先順位＞※更新前

① 避難所のうち地域まちづくりセンター
② 災害対策本部（市庁舎）
③ 広域避難所（小中学校、体育館）
④ ①～③のうち、既設の太陽光発電がある施設
⑤ 避難所のうちこども園、保育所、隣保館

【備考】既存の太陽光発電がある施設について
対象施設候補には、既に太陽光発電が設置されている施設（笠縫小学校 等）が含まれるが、いずれも20kW以下（環境意識の醸成が目的）で導入されており、追加で設置できるポテンシャルがあることが令和５年度の調査で明らかにされたことから、さらなるCO2削減量を見込むため、増設を行う。

＜既存施設の対象施設における優先順位（R7年度）＞※更新後

① 避難所のうち地域まちづくりセンター
② 広域避難所（小中学校）
③ 広域避難所（体育館）
④ 避難所のうちこども園、保育所、隣保館